

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成30年2月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオン近江八幡店 近江八幡市鷹飼町南三丁目7番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 代表取締役 飯盛徹夫
- 3 変更しようとする事項 駐輪場の位置および収容台数
  - (1) 変更前 届出書の添付図面記載のとおり 530台
  - (2) 変更後 届出書の添付図面記載のとおり 632台
- 4 変更年月日 平成30年10月6日
- 5 変更の理由 利便性向上および放置自転車抑制のため
- 6 届出年月日 平成30年2月5日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市安土町小中1番地8
  - (2) 縦覧期間 平成30年2月21日から平成30年6月21日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成30年6月21日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号